

未出題の 法改正問題演習

本講座は、2027年度試験対応に欠かせない重要な法改正箇所を、問題演習形式で学習する法改正講座です。対象となる法改正箇所は、直近1～2年で未出題の箇所と、試験公示後の改正事項（2027年度試験範囲）です。



社会保険労務士

北村 庄吾

(CHRO ブレイン社会保険労務士法人)

労働安全衛生法

問題1 産業医の辞任の報告（令和8年8月1日施行）

次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 令和8年8月1日施行の改正により、常時50人以上の労働者を使用する事業場において産業医の辞任又は解任があった場合、事業者は、その旨を所轄労働基準監督署長に対し、当該事由が発生した日から14日以内に報告しなければならないこととされた。
- B 産業医の後任者の選任報告を行う際に、併せて辞任又は解任した前任の産業医の氏名及び辞任又は解任の年月日等を所轄労働基準監督署長へ報告した場合には、当該辞任又は解任について改めて別に報告する必要はない。
- C 労働安全衛生規則の改正後においても、常時50人以上の労働者を使用する事業場の事業者が所轄労働基準監督署長への報告を要するのは、産業医を選任したときのみであり、産業医が辞任し、又は事業者が産業医を解任した場合には、報告する必要はない。

【解答】 B

- A ×〔労働安全衛生規則第13条第5項〕

報告時期は「遅滞なく」であり、「14日以内」ではありません。「14日以内」は産業医の選任義務の期限であり、これと混同させるひっかけに注意して下さい。

- B ○〔労働安全衛生規則第13条第5項〕

後任者の選任報告と併せて前任者の辞任等を報告した場合、辞任等についての重ねての報告は不要とされています（二重報告の免除）。

- C ×〔労働安全衛生規則第13条第5項〕

産業医を選任したときに加え、産業医の辞任・解任・退任があったときにも所轄労働基準監督署長への報告が義務づけられました。「選任したときのみ」とする点が誤りです。

▼ 法改正のポイント（背景・趣旨）

- ・産業医の辞任・解任時には報告義務がなかったため、労働基準監督署は産業医が適正に選任されているか把握できませんでした。この「空白」を塞ぐための改正で、**第13条第5項として追加**されます。令和8年8月1日からは、選任だけでなく、辞任・解任・退任時にも労働基準監督署長への**報告が必要**となります〔労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第86号）公布：令和8年4月28日、施行：令和8年8月1日〕。

問題2 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進（令和7年5月14日・令和8年4月1日施行）

次の文中の（ ）に入る語句を、後の語群から選べ。

建設工事の注文者その他仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、（ A ）、工期、（ B ）等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない（令和7年5月14日施行）。また、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する者（個人事業者等を含む）は、事業者が実施する労働災害防止措置に（ C ）するよう努めなければならない（令和8年4月1日施行）。さらに、統括安全衛生責任者の選任等の措置の対象は、労働者に個人事業者等を加えた「（ D ）」に拡大された。

〔語群〕 ア 協力 イ 作業従事者 ウ 作業方法 エ 納期

【解答】 A＝ウ B＝エ C＝ア D＝イ

- A・B 〔安衛法3条3項（令和7年5月14日施行）〕 改正前は「施工方法、工期等」です。注文者の配慮義務の対象に「作業方法」「納期」が追加されました。
- C 〔安衛法4条（令和8年4月1日施行）〕 責務の対象が「労働者」から、同一の場所で作業に従事する者（個人事業者等を含む）に拡大されました。
- D 〔安衛法15条1項等（令和8年4月1日施行）〕 新概念「**作業従事者**」（労働者＋個人事業者等）に措置対象が拡大されました。

▼ 法改正のポイント（背景・趣旨）

- ・フリーランス・個人事業者が労働者と同じ現場で働く実態が広がる中、これらの者を労働災害から保護する必要性が高まったことを背景とします。労働者に個人事業者等を加えた「作業従事者」という新概念を設け、保護と義務の対象を拡大しました。
- ・施行日が分かれる点に注意しましょう（注文者の配慮義務の拡充は令和7年5月14日、作業従事者に係る措置は令和8年4月1日）。フリーランス保護法の流れと併せて押さえておきたいところです。